

# 石川県環境保全資金融資制度要綱

## 1 目的

この制度は、県内中小企業者が事業活動と環境との調和を図り、持続可能な循環型社会づくりを目指すために要する資金を円滑に供給し、もって県民福祉の向上に資することを目的とする。

## 2 取扱金融機関

商工組合中央金庫、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、北國銀行、北陸銀行、富山銀行、福井銀行、富山第一銀行、福邦銀行、金沢信用金庫、興能信用金庫、はくさん信用金庫、のと共栄信用金庫、横浜幸銀信用組合、石川県信用農業協同組合連合会

## 3 融資対象

原則として、1年以上県内に事業所を有し、引き続き事業を営み、県税の滞納がない中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する事業協同組合、事業協同小組合、企業組合及び協業組合をいう。）が行うものであって、次のいずれかに該当するものとする。

### (1) 公害防止施設等の整備事業

- ① 公害の発生防止に必要な施設の整備
- ② 別表1の要件に該当する工場又は事業場等の公害防止のための移転に伴う土地及び事業用施設の取得
- ③ 土壌汚染対策法に基づく汚染の除去等の措置（調査費を除く）

### (2) 産業廃棄物の処理施設の整備事業

### (3) 循環型社会づくりのための施設整備事業

- ① 産業廃棄物の再生利用、資源化施設の整備
- ② 登録廃棄物再生事業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第20条の2第1項に規定する事業者）が設置する、廃棄物の再生利用、資源化施設及び保管施設の整備
- ③ 地下水使用の合理化施設の整備
- ④ 生活環境の保全のための緑地の整備

### (4) 地球環境保全のための施設整備事業

- ① 脱特定フロン等型への設備の転換
- ② フロン回収設備の整備

### (5) ISO14001の導入事業

## 4 資金の使途

環境保全に必要な事業資金（ただし、工場移転の場合は土地の取得資金を含む。）

## 5 融資条件

### (1) 融資限度

融資の最高限度額は、一企業について5,000万円とする。ただし、3の(1)の③に該当する場合、3の(2)及び(3)の①、②に掲げる事業のうち、共同処理施設（事業協同組合、事業協同小組合、企業組合及び協業組合が設置又は整備する施設をいう。）の場合であって知事が特に必要と認める場合は、1億円とする。

※融資対象事業費（国等の補助金を受けるものは補助金額を差し引いた額）の90%以内とする。ただし、次の場合は70%以内とする。

- ・ 3の(1)の②及び3の(3)の①、②
  - ・ 3の(2)であって、産業廃棄物処理業者が整備する場合
- (2) 融資期間  
融資期間は、10年以内とする。(ただし、3の(5)については5年以内とする。)
- (3) 融資利率  
次に掲げる場合に応じ、別途知事が定める。
- ① 特利分
    - ア 3の(1)の①のうち、別表2の要件に該当する工場又は事業場等が一斉に行う場合
    - イ 3の(2)及び(3)の②に該当する場合であって、事業協同組合、事業協同小組合が整備する場合
    - ウ 3の(3)の③に該当する場合
    - エ 3の(4)の①及び②に該当する場合
  - ② 一般分
    - ①以外に該当する場合
- (4) 担保  
取扱金融機関所定の扱いによる。
- (5) 保証人  
取扱金融機関所定の扱いによる。
- (6) 償還方法  
原則として、元金均等償還とする。

## 6 信用保証

- (1) 付保  
取扱金融機関所定の扱いによる。
- (2) 保証料率  
保証協会が定める。

## 7 融資の申込手続

融資を受けようとする者は、借入申込書(別記様式第1)に知事がこの要綱に基づき交付する環境保全資金貸付基準適格証明書(以下「証明書」という。)(別記様式第2)を添付のうえ、取扱金融機関に申し込むものとする。

## 8 証明書の交付手続等

証明書の交付を受けようとする者は、環境保全資金貸付基準適格証明交付申請書(別紙様式第3-1又は3-2)を2部、知事に提出するものとし、融資対象要件を審査のうえ、証明書を交付するものとする。

## 9 融資状況の報告

取扱金融機関は、融資状況報告書(別記様式第4)により、毎月末現在の融資状況を翌月の10日までに知事に報告するものとする。

## 10 事業実績の報告及び調査

- (1) 融資を受けた者は、当該融資に係る事業が完了したときは、環境保全事業完了報告書(別記様式第5)を知事に提出するものとする。
- (2) 証明書の交付を受け、資金を必要としなくなったときは、環境保全資金辞退届(別記様式第6)を知事に提出するものとする。
- (3) 知事は、(1)の事業完了届を受理したときは、その職員に当該施設及び経理の状況

を調査させることができるものとする。

## 11 融資の取消し等

- (1) 知事は、融資を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、取扱金融機関に対し、融資の全部又は一部の取消しを指示することができるものとする。
  - ① 資金の用途がこの要綱に定める融資の目的に反すると認めるとき。
  - ② 虚偽の申請により不正の事実が判明したとき。
  - ③ 事業に要した費用の精算額が知事が証明した額に達しなかったとき。
- (2) 前項の規定により融資の取消しの指示を受けた取扱金融機関は、その取消しに係る金額について直ちに返還の措置をとるものとする。
- (3) 知事は、5の(3)の①のアに該当する融資を受けた者が、別表2の(イ)の②の要件に該当しなくなったときは、特利分の適用を取り消すことができるものとする。

## 12 その他の事項

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 石川県公害防止対策資金融資制度要綱（昭和48年4月1日施行）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行日以前に、石川県公害防止対策資金融資制度要綱に基づいて融資を受けた者及び公害防止対策資金貸付基準適格証明書の交付を受けた者については、この要綱に基づく融資及び証明を受けた者とみなす。

附 則

この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

別表1 (3の(1)関係)

(7) 地域的要件

移転前の地域	移転後の地域
<p>① 都市計画法（昭和43年法律第 100号）に基づく用途地域の第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域（移転跡地が新たに工場用地として使用される場合を除く。②及び③においても同じ。）</p> <p>② 都市計画の用途地域の設定がなされていない地域にあっては、住居が密集しているなど①に相当する地域</p> <p>③ その他知事が特に必要と認める地域</p>	<p>① 都市計画法に基づく用途地域の工業地域、工業専用地域（知事が都市計画の見地から適当でないと認める地域を除く。）</p> <p>② 農村地域工業導入促進法（昭和46年法律第 112号）に基づく工業等導入地区</p> <p>③ 工場立地法（昭和34年法律第24号）の規定による工場適地の調査により工場適地とされた地域</p> <p>④ 国（政府関係機関を含む）、地方公共団体及び国又は地方公共団体の出資又は出せん額が当該法人における出資又は出せん額の50パーセント以上の法人が造成をした工業団地内の区域</p> <p>⑤ その他、土地利用上の状況から知事が適当と認める地域</p>

(イ) 公害防止効果要件

工場等の移転が公害防止のために効果があると認められるものであって、次に掲げるものとする。

- ① 移転前の場所においては、法律又は条例に定める規制基準を遵守することが困難であると認められること（規制基準の設定されていない地域にあっては、その地域の特性を考慮して相当水準の公害の発生が認められること）。
- ② 移転後において、当該工場等の施設が規制基準に適合すること（規制基準が設定されていない場合は、県の指示する水準以下に維持すること）。

別表2 (5の(3)関係)

(7) 中小企業事業団法に基づく工場等集団化事業による工業団地又はおおむね20企業以上が同一地域に立地した工場又は事業場等であること。

(イ) 事業の実施に当たっては、次の要件を満たすものとする。

- ① 事業は工業団地を統括する組合（組合がない場合は団地を統括する組織）が公害防止事業の一斉実施を計画し、指導すること。
- ② 公害防止に必要な施設の整備を原則として2年間に10事業場以上が実施すること。